

津市監査委員告示第8号

平成27年7月3日付けで提出された住民監査請求書について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づく監査の結果を、同年8月25日付けで下記のとおり請求人に通知したので、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年8月27日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 倉 田 寛 次

記

第1 請求の受理

1 受理年月日

本件監査請求は、平成27年7月3日に受理した。

2 請求人の住所・氏名

津市 藤 井 計 子

3 請求の概要

本件監査請求書及び添付された事実を証する書類の内容並びに請求人の陳述から、本件監査請求の概要は、以下のとおりであると理解した。

なお、請求人の陳述は、平成27年7月29日に聴取した。

(1) 請求の要旨

昭和59年（事前調査）から平成20年1月8日（土地改良換地処分登記完了日）に行われた白山町（市町村合併前の旧白山町）営土地改良事業（地域改善対策農業基盤整備事業東町地区圃場整備）（以下「本件土地改良事業」という。）について行われた財務会計上の行為について、下記のとおり違法又は不当な行為が行われた。

ア 財産の取得

本件土地改良事業区域と隣接している土地の地権者（当事者）を交えず、圃場整備事業組合代表者、土地改良事業団体連合会職員及び旧白山町役場職員のみで行われた土地境界立会確認により作成された図面が三

三重県農地調整課へ換地計画申請書の添付書類の換地図として提出されるとともに、津地方法務局登記部門へ土地改良所在図として提出されている。また、三重県農地調整課へ換地計画申請書の添付書類として提出された津市白山町川口字堀越（第1工区）の土地改良事業区域の原形図には昭和59年に国有地道路の拡幅工事のために用地買収された農用地の未登記（分筆登記）の部分が含まれており、原形図の外周に合わせるためにその未登記の部分に地番を付け地目道路として書き加えられている。この国有地道路は法務局の旧土地台帳付属地図を見る限り閉鎖されておらず、土地改良法（昭和24年法律第195号）による機能交換には該当しない。

イ 事業の締結

土地改良法第87条第8項及び本件土地改良事業の施行当時の土地改良法（以下「旧土地改良法」という。）第96条の2第1項の規定において、市町村が土地改良事業を行う場合は、都道府県知事の認可を受けなければならないことになっているが、当該事業においては、三重県知事の事業認可の通知は昭和62年4月30日付けであるにもかかわらず、当該事業の実績報告書の添付書類によると、事業着工日は昭和61年12月15日と記載されており、認可を受けず締結し、請負人に事業着手させたことは違法行為である。

ウ 公金の支出

土地改良法第87条第8項及び同法第113条の3第1項並びに旧土地改良法第96条の2第1項の規定を犯して行われた津市白山町川口字堀越（第1工区）の事業に市の公金を市町村費として予算計上している。

(2) 請求期間経過に係る正当理由

監査請求日は、本件土地改良事業に係る財務会計行為から1年以上を経過しているが、請求人は津市に対し本件土地改良事業のやり直しについて、平成20年から申立てを行っていたが、平成27年3月27日付けで津市から一方的に申立てに関するやり取りを終了されている。また、行政に関して知識のない請求人が本件土地改良事業についての住民監査請求を行うためには長期にわたる歳月が必要であったことから正当な理由がある。

(3) 求める措置の内容

三重県知事の認可を受けず着手した本件土地改良事業を津市は違法な

事業と認め、津市白山町川口字堀越の第1工区の地積測量並びに換地計画のやり直しを請求する。

第2 監査の実施

1 監査の対象事項

本件監査請求の監査の対象事項について、本件監査請求は、適法な監査請求であるか否か、適法な監査請求であると認めたときは、当該適法な監査請求に係る財務会計行為が違法行為に当たるか否か、とした。

2 監査の手続

本件監査請求の監査の手続について、監査対象部局を農林水産部農業基盤整備課及び白山総合支所地域振興課とし、関係書類の提出を求めるとともに、関係職員の陳述を聴取した。

第3 監査の結果

1 確認した事実の概要

本件監査請求について、請求人が提出した事実を証する書面、農林水産部農業基盤整備課及び白山総合支所地域振興課が提出した関係書類、陳述の内容等により確認した事実の概要は、次のとおりである。

(1) 土地改良事業の認可

旧白山町より昭和61年9月29日付けで本件土地改良事業の認可申請が三重県に提出され、昭和62年4月30日付けで三重県知事により当該申請に係る認可決定がなされている。

(2) 事業の終結

本件土地改良事業は平成20年1月8日に土地改良換地処分登記完了により終結し、当該事業に係る財務負担行為も平成20年4月3日の換地処分及び換地処分登記に係る業務委託料724,500円(税込)の支出をもって終了している。

2 結論

本件監査請求について、適法な監査請求であると認めることはできないと判断した。

したがって、請求人の主張については、監査の対象とすることはできない。

3 結論に至った理由

本件監査請求において、請求人は本件土地改良事業について、津市がその違法性を認め、津市白山町川口字堀越の第1工区の地積測量並びに換地計画のやり直しを行うことを請求している。

ところで、地方自治法第242条第1項の規定に基づく監査請求は、地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、当該地方公共団体が被った財産上の損害を是正し、又は損害を被ることを防止するため、当該地方公共団体の住民に監査請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものである。このことから、監査請求の対象が財務会計上の行為又は怠る事実に限られることは、監査請求制度の趣旨に照らして明らかである。

本件監査請求において、請求人が主張する本件土地改良事業の違法性とは、事業の認可段階での違法性を主張したものであり、財務会計上の行為にはあたらない。

また、監査請求期間において、地方自治法第242条第2項本文は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による財務会計上の違法又は不当な行為は、たとえそれが違法又は不当なものであったとしても、それをいつまでも争いの対象となり得るものとしておくことは行政の法的安定性の要請から好ましくないものとして、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときはすることができないと定めている。ただし、当該行為について、当該普通地方公共団体の住民が客観的にみて、その監査請求期間内に監査請求を行うことが不可能又は著しく困難な状況においても法的安定性の確保を貫くことは適当でないことから、同項ただし書は、そのような「正当な理由があるとき」は、例外として監査請求期間を経過していても監査請求をすることができると定めている。

これらの要件に基づき本件監査請求について判断すると、同項本文が定める監査請求期間について、本件土地改良事業は平成20年1月8日の土地改良換地処分登記完了をもって終結しており、また本件土地改良事業に係る財務負担行為においても、平成20年4月3日の換地処分及び換地処分登記に係る業務委託料の支出をもって終了しており、当該事業の終結日、当該事業に係る公金の最終の支出のあった日のいずれをもって考慮しても、

1年を経過してなされたものと認められる。

一方、正当な理由が認められるのは、当該行為が秘密裡になされ、1年を経過して初めて明らかになった場合などが前提条件であるが、本請求における事業及びこれらの事業に係る財務会計行為は公然と行われたもので、秘密裡に行われたものではないことは明らかであり、請求人が主張する「平成20年から継続して行っていた当該事業に係る申立てを平成27年3月27日に津市に申立てに関するやり取りを終了された。」及び「監査請求を行うにあたり行政に係る知識がなく相当な期間を要した。」との理由は、いずれも個人的な理由であり、これらをもって「正当な理由があるとき」に該当するとは認めることはできない。

以上の理由から、請求人の主張は容認することができず、適法な監査請求であると認めることはできないと判断した。

以上